

船舶事故調査報告書

平成25年7月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年7月22日（日） 09時05分ごろ
発生場所	香川県高松市大島南方沖 高松市所在の庵治白石礁照射灯から真方位293° 800m付近 （概位 北緯34° 23.9′ 東経134° 06.8′）
事故調査の経過	平成24年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 第五 ^{みやび} 雅丸、2.8トン KA3-29697（漁船登録番号）、個人所有 9.31m（Lr）×2.39m×0.79m、FRP ディーゼル機関、198kW、平成7年7月1日 B プレジャーボート いろは丸、1.3トン KA3-30787（漁船登録番号）、個人所有 5.77m（Lr）×2.00m×1.12m、FRP ガソリン（船外機）、55kW、平成18年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年5月19日 免許証交付日 平成19年9月25日 （平成25年2月11日まで有効） B 船長B 男性 68歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年3月5日 免許証交付日 平成22年3月19日 （平成27年3月23日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船首部に亀裂を生じ、全損処理された。
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、大島南方沖で漂流し、釣りを行っていた。

	<p>A船は、西方に流されたので潮上がりするため、船長Aが、発進する際、操舵室から航行方向を確認し、他船を視認しなかったため、前路に他船はいないものと思い、北東方に向けて約11～13ノットの対地速力で航行中、平成24年7月22日09時05分ごろA船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、大島南方沖で船首からパラシュートアンカーを投入し、船首をほぼ北に向けて漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、衝突の5分前ごろ、左舷方約500～600mの所に接近するA船を初認し、A船がB船の存在に気付いており、A船が避航するものと思っていたところ、至近に接近したので、立ち上がって両手を振って大声で叫んだものの、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Aは、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>船長Aは、衝突後、B船をえい航して高松市庵治港のマリーナに入港した。</p> <p>船長Bは、1人で病院へ向かい、腰椎捻挫及び左前腕打撲傷と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮流 南西流</p>
その他の事項	<p>A船は、航行すれば、船首が浮上して船首方に死角を生じていた。</p> <p>船長Aは、船首方の死角を補う見張りを行っていなかった。</p> <p>B船は、汽笛がなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、潮上がりしようとして発進する際、船長Aが、操舵室から航行方向を見たところ、他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い込み、大島南方沖を北東進中、船首の浮上による船首死角を生じていたものの、船首死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大島南方沖で漂泊中、船長Bが、左舷方約500～600mの所に接近するA船を初認し、A船がB船の存在に気付いているので避航するものと思っていたところ、至近に接近したので、立ち上がって両手を振って叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大島南方沖において、A船が北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首死角を生じていたものの、前路に他船はいないものと思い込み、船首死角を補う見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漂泊中に接近する船舶に対しては汽笛や有効な音響信号を行うことができる手段で信号を吹鳴し、更に接近する場合は速やかに避航すること。
--	--